

鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト支援金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト支援金（以下「本支援金」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(支給目的)

第2条 本支援金は、起業意欲を持つ学生や社会人など県内のスタートアップ人材の全国的な起業家育成プログラム（以下「育成プログラム」という。）への参加を後押しすることにより、県内から成長性の高いスタートアップを創出することを目的として支給する。

(支給対象者の要件)

第3条 本事業の支給対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 申請年度の4月1日時点で満18歳以上であり、かつ以下のいずれかに該当する者であること。

ア 県内在住者

イ 県内事業所（県内に本店、支店、営業所、事業所その他名称の如何を問わず、事業を行うために設置された施設又は区画をいう。以下同じ。）又は県内教育機関（名称の如何を問わず、教育を行うために県内に設置された機関をいう。以下同じ。）に勤務又は在籍している等、アに準ずる者として商工労働部産業未来創造課長が認める者

(2) 申請年度において、経済産業省が主催する以下のいずれかの育成プログラムに応募し採択され、参加すること。

ア 次世代イノベーター育成プログラム「始動 Next Innovator」（以下「始動 Next Innovator」という。）

イ 起業家等の海外派遣プログラム「J-StarX」（以下「J-StarX」という。）

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 過去に本支援金の支給を受けた者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

エ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

オ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

カ 第5条に規定する本支援金の支給認定の申請の日から過去1年の間において、法令等に違反する重大な事実（故意又は過失によるものに限る。）があると認められる者

(支給額)

第4条 本支援金の支給額は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 「始動 Next Innovator」に参加する場合

首都圏及び海外で開催される研修への現地参加回数に、1回当たり10万円を乗じた額（首都圏で開催される研修にのみ参加する場合は1人当たり60万円、首都圏及び海外で開催される研修の両方に参加する場合は1人当たり90万円を上限とする。）

(2) 「J-StarX」に参加する場合

海外で開催される研修への現地参加日数に、1日当たり1万円を乗じた額（1人当たり30万円を上限とする。）

(支給認定の申請)

第5条 本支援金の支給認定の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による支給認定申請書に、次に掲げる書類を添えて、商工労働部産業未来創造課長が別に定める日までに提出するものとする。

- (1) 第3条第2号に掲げる育成プログラムに採択されたことが分かる書類の写し
- (2) 県内在住者にあつては、住民票の写し
- (3) 県内事業所に勤務等している者にあつては、そのことが確認できる書類（労働条件通知書の写し等）
- (4) 県内教育機関に在籍等している者にあつては、そのことが確認できる書類（学生証の写し等）
- (5) その他必知事が必要に応じて求める書類

（支給認定）

第6条 知事は、前条の規定による支給認定申請書の提出があつたときは、提出された書類に基づいて、支給認定の可否を決定する。なお、本支援金の支給決定は、原則として、前条による申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

2 支給認定の通知は、様式第2号によるものとする。

（実績報告及び支給申請）

第7条 前条第1項の規定による本支援金の支給認定を受けた者（以下「支給認定者」という。）は、育成プログラム終了後14日以内又は育成プログラム期間中の各旅行終了後14日以内に、様式第3号に次の書類を添えて、実績報告及び本支援金の支給申請（以下「実績報告等」という。）を行うものとする。

- (1) 現地研修に参加した際の交通手段に係る領収書等
- (2) 活動時の写真

（支給決定及び実施）

第8条 本支援金の支給決定は、原則として前条の規定による実績報告等を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本支援金の支給決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 本支援金の支給は、前項の支給決定通知に基づき、速やかに実施するものとする。

（不支給要件及び不支給の決定）

第9条 支給認定者及び実績報告等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本支援金を支給しないものとする。

- (1) 第3条に規定する支給対象者の要件を満たしていないと認められる場合
- (2) 実績報告等の内容が偽りその他不正行為に基づくものであると認められる場合
- (3) 第6条第1項に規定する本支援金の支給認定の日から前条第1項に規定する本支援金の支給決定の日までの間において、法令等に違反する重大な事実（故意又は過失によるものに限る。）があると認められる場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、本支援金の趣旨に照らして適当でないと認められる場合

2 前項の規定により本支援金を支給しないことを決定した場合の不支給決定通知は、様式第5号によるものとする。

（支援金の返還）

第10条 知事は、本支援金の支給を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、本支援金の支給決定を取り消し、受給者に対して、期限を定めて、支給した本支援金の返還を命ずるものとする。

- (1) 本支援金の支給を受けた日から1年が経過する日までの間において、偽りその他不正行為によって支給を受けたことが認められる場合
- (2) その他、返還を命ずる必要があると認められる場合

2 前項の支給決定取消・返還通知は、様式第6号によるものとする。

（雑則）

第11条 商工労働部長は、必要があると認められるときは、支給認定者及び受給者に対し、鳥取県が実施する起業関連イベント等において活動内容等を報告又は発表させることができる。

2 この要領に定めるもののほか、本支援金の支給等について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年9月6日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

様

職氏名

鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト支援金支給 [認定・不認定] 通知書

年 月 日付で支給認定申請のあった鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト支援金については、支給を [認定すること・認定しないこと] としましたので、鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト支援金支給要領（令和6年9月6日付第202400133120号鳥取県商工労働部長通知。以下「要領」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 支給の認定 認定 ・ 不認定

（認定の場合）

2 鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト支援金支給見込額 金 円

3 その他

育成プログラム終了後14日以内又は育成プログラム期間中の各旅行終了後14日以内に、様式第3号により実績報告及び本支援金の支給申請を行うこと。

（不認定の場合）

2 不認定とする理由等

3 その他

第 年 月 号
年 月 日

様

職氏名

鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト支援金支給決定通知書

年 月 日付で支給申請のあった鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト支援金については、鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト支援金支給要領（令和6年9月6日付第202400133120号鳥取県商工労働部長通知。以下「要領」という。）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり支給することに決定したので、要領第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 支給決定額 金 円
- 2 支給時期 年 月（予定）

第 年 月 号
日

様

職氏名

鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト支援金不支給決定通知書

年 月 日付で支給申請のあった鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト支援金については、鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト支援金支給要領（令和6年9月6日付第202400133120号鳥取県商工労働部長通知。以下「要領」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり支給しないことに決定したので、要領第9条第1項の規定により通知します。

記

不支給理由

第 年 月 号
日

様

職氏名 印

鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト支援金支給決定取消・返還通知書

年 月 日付第*****号本職通知において支給決定し、支給した鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト支援金については、鳥取県スタートアップ人材応援プロジェクト支援金支給要領（令和6年9月6日付第202400133120号鳥取県商工労働部長通知。以下「要領」という。）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり支給決定を取り消すことに決定したので、通知します。
については下記のとおり支給した支援金を返還してください。

記

- 1 取消決定額 金 円
- 2 取消決定とする理由
- 3 返還命令額 金 円
- 4 返還期限 年 月 日
- 5 返還方法 同封の払込書により所定の金融機関から払い込んでください。